



発 行 新 潟 県

第 82 号

平成24年10月19日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1253 農業振興地域の区域変更(地域農政推進課)
- 1254 農業振興地域の区域変更(地域農政推進課)
- 1255 土地改良事業計画の認可(農地計画課)
- 1256 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1257 公共測量の実施通知(監理課)
- 1258 道路の区域変更(道路管理課)
- 1259 道路の供用開始(道路管理課)
- 1260 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 1261 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 1262 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 1263 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 1264 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 1265 重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域の指定(港湾整備課)

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課) 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)

病院局公告

特定調達契約の落札者等 (病院局総務課)

告示

◎新潟県告示第1253号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、長岡市に係る長岡農業振興地域(平成23年12月新潟県告示第1478号)及び川口農業振興地域(平成11年4月新潟県告示第613号)の区域を次のとおり変更する。

平成24年10月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更した地域の名称
 - 長岡農業振興地域
- 2 区域

長岡市のうち、次の図面(農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第2条第3号の平面図、以下同様)の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

(図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び長岡地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成24年10月19日

◎新潟県告示第1254号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、妙高市の新井農業振興地域(平成10年7月新潟県告示第1316号)、妙高高原農業振興地域(昭和48年7月新潟県公告)及び妙高農業振興地域(昭和49年12月新潟県公告)の区域を次のとおり変更する。

平成24年10月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 変更した地域の名称

妙高農業振興地域

2 区域

妙高市のうち、次の図面(農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第2条第3号の平面図、以下同様)の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

(図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び上越地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成24年10月19日

◎新潟県告示第1255号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。 平成24年10月19日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
糸魚川市	根知	農業用用排水施設整備(基盤整	新規	平成24年10月10日	第48条
糸魚川市土地改良区		備促進) 事業			

◎新潟県告示第1256号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成24年10月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成24年8月2日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

中島建築

中島 市雄

3 主たる営業所の所在地

村上市岩船上大町1-39

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22) 第159号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年8月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年8月9日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社タハラ

田原 信隆

3 主たる営業所の所在地

上越市大字有間川323

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第10152号
- 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年8月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年8月9日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社鈴木工務店

鈴木 進

3 主たる営業所の所在地

五泉市大字十掘16-2

- 4 許可番号 新潟県知事許可 (般-19) 第26109号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年8月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年8月28日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社インテリアフジ

長谷川 三郎

3 主たる営業所の所在地

見附市今町5-12-32

- 4 許可番号 新潟県知事許可 (般-23) 第21302号
- 5 処分の内容 内装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年8月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

塚原建築

塚原 敏

3 主たる営業所の所在地

燕市吉田若生町18-12

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40392号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年9月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

竹野建設

竹野 茂一郎

3 主たる営業所の所在地

西蒲原郡弥彦村大字矢作7369

- 4 許可番号 新潟県知事許可 (般-20) 第41315号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一

般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年9月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社共和総業

齋藤 忠義

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区東明1-3-2

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43682号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年8月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社澤井商事

澤井 正弘

3 主たる営業所の所在地

上越市三和区川浦1258

- 4 許可番号 新潟県知事許可(特-22)第19570号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年9月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

アイザック

相崎 秀丸

3 主たる営業所の所在地

十日町市稲葉331

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22) 第28564号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年8月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

小林重建築

小林 信重

3 主たる営業所の所在地

三条市吉田864

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第5705号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年8月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月11日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社関川建設

関川 浩治

3 主たる営業所の所在地

長岡市和島北野399

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第7060号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年9月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社渡辺組

渡辺 秋美

3 主たる営業所の所在地

岩船郡関川村大字上関639

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-19)第82号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消
- 6 処分の原因となった事実

平成24年9月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月18日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

カハラデザイン

岩野 文夫

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区亀田中島3-2-7

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第41402号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年8月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年9月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

奥只見道光高原リゾート株式会社

荒川 義克

3 主たる営業所の所在地

魚沼市東中785

- 4 許可番号 新潟県知事許可 (般-22) 第42086号
- 5 処分の内容 土木工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年9月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

本間設備

本間 文雄

3 主たる営業所の所在地

燕市小関1188-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第15549号
- 5 処分の内容 土木工事業、管工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年9月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社小川工務店

小川 忠

3 主たる営業所の所在地

村上市大津19-3

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第20866号
- 5 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年9月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月24日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社飛翔

飛澤 悟

3 主たる営業所の所在地

長岡市宮関4-9-32

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40003号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年9月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社タナハシ

棚橋 巧

3 主たる営業所の所在地

新潟市南区赤渋902

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22) 第15447号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年9月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社ハセケン

長谷川 雅幸

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区太平1-13-14

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第22973号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年9月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年9月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社山田組

山田 惣太郎

3 主たる営業所の所在地

佐渡市真野新町609

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第11860号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成24年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1257号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、城原上方地区共同施行代表より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(非補助区画整理事業城原上方地区共同施行確定測量)
- 2 作業期間 平成24年10月12日から平成25年1月31日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字谷内ほか 地内

◎新潟県告示第1258号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。 平成24年10月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延長
上越市大字下真砂字横まくり136番1から	新	8.7~10.9メートル	64.2メートル
同市大字福橋字前田662番2まで	旧	8.6~10.6メートル	64. 2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市大字福橋字前田662番2から	新	8.7~10.9メートル	64.2メートル
同市大字下真砂字横まくり136番1まで	IΠ	8.6~10.6メートル	64.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道253号と重用

◎新潟県告示第1259号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成24年10月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間

上越市大字下真砂字横まくり136番1から同市大字福橋字前田662番2まで

3 供用開始の期日 平成24年10月19日

◎新潟県告示第1260号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成24年10月19日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 河川の名称
 - 一級河川信濃川水系矢川
- 2 河川管理施設の名称又は種類

矢川左岸堤防

3 河川管理施設の位置

新潟市西蒲区巻字西野乙1000番1地先から新潟市西蒲区鷲ノ木字七反1674番1地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 新潟市長 篠田 昭

住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む)、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設 又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

平成24年8月21日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第1261号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成24年10月19日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 河川の名称
 - 一級河川信濃川水系中ノ口川
- 2 河川管理施設の名称または種類
 - 中ノ口川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置

新潟市南区居宿字屋敷付86番地先から新潟市南区西白根字千日下274番1地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 新潟市長 篠田 昭

住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設 又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

平成24年8月27日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第1262号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について 次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成24年10月19日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 河川の名称
 - 一級河川信濃川水系中ノ口川
- 2 河川管理施設の名称または種類
 - 中ノ口川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置

新潟市南区月潟字上屋敷1番1地先から新潟市南区大別當字水戸下11番1地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 新潟市長 篠田 昭

住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設 又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

平成24年8月27日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第1263号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - · 種類 柏崎都市計画公園(柏崎市決定)
 - ・名称 2・2・2号 宮の浦公園
 - 2・2・3号 大久保公園
 - 2 · 2 · 5 号 八坂公園
 - 2 2 6 号 旭公園
 - 2・2・7号 南町公園
 - 2 · 2 · 8 号 比角公園
 - 3・3・2号 春日公園
 - 5・5・3号 鯨波公園
- 2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1264号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - · 種類 柏崎都市計画緑地(柏崎市決定)
 - •名称 3号 田塚緑地
- 2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1265号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第37条の規定により、新 潟港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域を、次のとおり指定した。

平成24年10月19日

新潟港港湾管理者 新 潟 県 代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定年月日
 - 平成24年3月29日
- 2 指定する区域

新潟港 (東港地区)

西2号桟橋に停泊中の船舶から40メートルの範囲の水域

公告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

平成24年10月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオン県央ショッピングセンター

所在地 燕市井土巻字切間710

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告目

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更(開店時刻の変更及びその他の変更)に関する届出

公告日 平成24年6月5日

- 3 意見の概要
 - (1) 燕市からの意見の概要

意見なし

- (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年10月19日から平成24年11月19日まで

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

免許台帳ファイリング県間通信装置一式の借上げ

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

借上げ

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

平成24年8月10日

6 落札者の氏名及び住所

IBJL東芝リース株式会社

東京都品川区大崎三丁目6番6号

7 落札価格

50,847,300円

8 入札公告日

平成24年6月29日

9 落札方式

最低価格

病院局公告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規定(平成7年新潟県病院局管理規定第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月19日

新潟県立六日町病院長 吉田 和清

1 調達物品及び数量

据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置(アンギオグラフィーシステム) 1式

契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所 新潟県立六日町病院経営課 新潟県南魚沼市六日町636番地2

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

平成24年10月5日

6 落札者の氏名及び住所 ジェイメディカル株式会社 新潟市東区紫竹卸新町1808番地22

7 落札価格

46,844,000円

8 入札公告日 平成24年8月21日

9 落札方式 最低価格